

令和4年度実地指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営 報酬 その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
各サービス共通	運営	内容及び手続の説明及び同意	-	・重要事項説明書の内容について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況）についての記載が不足していたため、適切に記載すること。	・重要事項説明書の内容について、軽微な修正があったため、改めること。
	運営	運営規程	-	-	・運営規程の内容について、軽微な修正があったため、改めること。
	運営	広告	-	-	・ホームページの内容について、軽微な修正があったため、改めること。 ・パンフレットの内容について、軽微な修正があったため、改めること。
	運営	勤務体制の確保等	・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置が講じられていなかったため、改めること。	-	-
	運営	虐待の防止	-	-	・虐待の発生・再発防止の指針について、必要な項目を盛り込むこと。（令和6年3月31日までは努力義務）
地域密着型通所介護 ＋ 第1号通所事業（通所介護（基準緩和型）サービス）	運営	地域との連携等	・令和2年度以降、運営推進会議が開催されていないため、おおむね6月に1回以上開催すること。 ・運営推進会議の記録が作成されていないため、作成し、公表すること。	-	-
	運営	定員の遵守	-	・利用予定者数が利用定員を超えている事例があったため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めること。	-
	運営	地域密着型通所介護計画の作成、通所型サービスの具体的取扱方針等	-	・計画における同意について、署名を得ていない事例があったため、署名欄を設け、同意年月日及び署名（記名＋押印）を得ることが望ましい。	-
	運営	従業者の員数等	-	-	・看護職員2名の資格証の写しを提出すること。 ・勤務形態一覧表について、兼務が発生する場合は、各職種に従事する時間を分けて記載すること。
	運営	非常災害対策	-	-	・非常災害対応に係るマニュアルについて、内容が更新されていないため、改めること。
	運営	秘密保持	-	-	・退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約していることがわかる書類を提出すること。
	報酬	入浴介助加算（加算Ⅱ）	-	・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者が利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価したことを確認できなかったため、記録を残しておくこと。 ・事業所に対し、居室を訪問し評価した者が、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した旨情報共有したことを確認できなかったため、記録を残しておくこと。	-

令和4年度実地指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営 報酬 その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	運営	従業者の員数等	<ul style="list-style-type: none"> ・該当月において、日中の時間帯における介護従業者の員数が人員基準欠如に該当していたため、改めること。 ・人員基準欠如減算の確認のため、該当月前月及び翌月における勤務形態一覧表を提出すること。 ・人員基準欠如により算定することができない加算については、内容を確認し、過誤調整を行うこと。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の通りの利用者の数の平均の算出方法が適切でなかったため、改めること。 ・勤務形態一覧表において、宿直勤務を担当する従業者が不明瞭であったため、改めること。
	運営	小規模多機能型居宅介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容について利用者の同意を得ていない事例があったため、改めること。 	-	-
	運営	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降、運営推進会議が開催されていないため、おおむね2月に1回以上開催すること。 ・平成30年9月以降、運営推進会議の記録が作成されていないため、作成し、公表すること。 	-	-
	運営	居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画を変更する際に一連の業務を行っていない事例があったため、改めること。 ・医療サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した際に当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない事例があったため、改めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの結果についての記録がない事例があったため、改めること。 ・サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容についての記録がない事例があったため、改めること。 ・サービス事業者等に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の運動性や整合性について確認していない事例があったため、改めること。 ・居宅サービス計画を利用者に交付した後にサービス担当者会議を開催している事例があったため、改めること。 ・居宅サービス計画の内容について利用者の同意を得る前にサービスを提供している事例があったため、改めること。 ・医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合に、主治の医師等の指示の内容を記録していない事例があったため、改めること。 	-
	運営	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	-	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の作成について、利用者との契約締結前に実施している事例があったため、改めること。 	-
	運営	管理者	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の兼務体制について、事業所の管理業務に支障がある場合は、体制を検討すること。
	運営	非常災害対策	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対応に係るマニュアルに記載した避難訓練の実施回数と実情に相違があったため、改めること。 ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルについて、各担当者の氏名等が更新されていなかったため、改めること。

令和4年度実地指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営 報酬 その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
	運営	利用料等の受領	-	-	・領収書について、医療費控除の対象となる金額を適切に記載すること。
	報酬	総合マネジメント体制強化加算	-	・地域の行事や活動等に積極的に参加した記録を残しておくこと。	-
	その他	設備及び備品等	-	-	・宿泊室について、居間にパーテーションを用いて設ける場合は、必要な面積を確保すること。
看護小規模多機能型居宅介護	人員	従業者の員数等	-	・看護職員は、日中の通いのサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名必要であるが、勤務形態一覧表で配置が確認できなかったため、勤務シフトを組む際には、日々の看護職員の勤務状況を確認し、適切に管理すること。	-
	その他	設備及び備品等	-	・区画について、届出の内容と異なる部分があったため、変更届出書を提出すること。	-
	運営	看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	-	・看護小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護報告書及び看護小規模多機能型居宅介護記録書の作成については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書の取扱いについて（平成12年3月30日老企第55号）」により、訪問看護計画書、訪問看護報告書及び訪問看護記録書と同様の取扱いとすること。	-
	運営	地域との連携等	-	-	・1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービス評価（外部評価）を行うこと。
	運営	利用料等の受領	-	-	・領収書について、医療費控除の対象となる金額が記載されていないため、適切に対応すること。
	報酬	訪問看護体制減算	-	・算定要件として①主治の医師に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合、②緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合、③特別管理加算を算定した利用者の占める割合が一定の割合を下回った場合に減算対象となるので、適切に管理し、対応すること。	-
	報酬	緊急時訪問看護加算	・利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、事業所が利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）に算定できるため、訪問看護サービスを行わない場合には算定せず、訪問看護サービスを行う場合に算定するよう適切に請求すること。	-	-
	報酬	介護職員処遇改善加算等	-	-	・介護職員処遇改善計画書等の内容を全ての職員に周知したことが分かるように記録を残しておくこと。

令和4年度実地指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営 報酬 その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	運営	勤務体制の確保等	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態一覧表について、兼務の場合それぞれの職種の勤務時間が分かるように記載すること。 ハラスメント防止に関する方針について、セクハラ以外のハラスメントについても明記すること。
	運営	入退居	-	<ul style="list-style-type: none"> 入居にあたって、認知症であることの確認ができない事例があったため、医師の診断等で確認すること。 	-
	運営	認知症対応型共同生活介護計画の作成	-	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供後に計画の同意を得ている事例があったため、サービス提供前に同意を得ること。 認知症対応型共同生活介護計画における同意について、利用者本人の同意の署名がなかったため、本人の署名欄を設けること。 アセスメントの日付が確認できない事例があったため、改めること。 カンファレンスの実施記録が確認できない事例があったため、改めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の事情があってサービス提供前に計画の同意を得ることが難しい場合は、支援経過に理由等を記録しておくこと。
	運営	従業者の員数等	<ul style="list-style-type: none"> 日中の時間帯の介護従業者の員数は利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 	-	-
	運営	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、外部の者による評価又は運営推進会議における評価を受け、それらの結果を公表すること。 	-	-
	運営	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催すること。 事業者は運営推進会議の報告、評価、要望、助言についての記録を作成するとともに、公表しなければならないが、令和2年9月開催分より後のものが確認できなかったため改めること。 	-	-
	報酬	科学的介護推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省にデータを提出したことが確認できなかったため、改めて確認できるものを提出すること。 	-	-
	報酬	看取り介護加算	-	<ul style="list-style-type: none"> 看取りに関する指針について、盛り込むべき項目が不足していたため、改めること。 退去の翌月に亡くなった場合の請求についても説明し、文書で同意を得ること。 	-

令和4年度実地指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営 報酬 その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
地域密着型特定施設入居者生活介護	報酬	看取り介護加算	-	<ul style="list-style-type: none"> ・看取りに関する指針について、盛り込むべき項目が不足していたため、改めること。 ・看取りに関する指針について、看取りの実績等を踏まえ、適宜見直しを行うこと。 	-
	報酬	処遇改善加算等	-	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画等の内容を職員に周知したことが分かるように記録を残しておくこと。 	-
居宅介護支援	運営	内容及び手続の説明及び同意	-	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書の内容について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況）についての記載が不足していたため、適切に記載すること。 ・利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。 	-
	運営	具体的取扱方針	-	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の同意後にサービス担当者会議を開催している事例（経過、理由等記載なし）があった。利用者の課題分析から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼に掲げる一連の業務については、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっては、事後的に可及的速やかに実施し、その理由等について支援経過等に記載すること。 ・居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要であるため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。 	モニタリングの結果の記録については、適正に保管すること。
	運営	運営規程	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書と整合性を図ること。（従業者の員数）
	運営	勤務体制の確保	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表について、兼務が発生する場合は、各職種に従事する時間を分けて記載すること。 ・客観的に勤務状況を確認できるものを整備すること。
	運営	事故発生時の対応	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 	-
	報酬	特定事業所加算	-	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出すること。 	-
	報酬	入院時情報連携加算	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の職員に対して情報提供した内容が分かるものを保管しておくこと。

令和4年度実地指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営報酬 その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
好事例		居宅介護支援 看護小規模多機能型居宅介護	【ケアマネジメント事務の好事例】 ・〔アセスメント〕・〔サービス担当者会議〕・〔個別サービス計画の提出〕・〔モニタリング〕・〔評価〕の実施日が一覧表で分かりやすく管理されており、一連の流れを一目で把握できるようにしている。 また、その一覧表にマネジメント上必要な手続をTO DOリストでまとめて、チェックできるようにしている。	-	-
		地域密着型特定施設入居者生活介護	【サービス提供の工夫の好事例】 ・入浴拒否がある入居者は1回目の入浴日を月曜日に設定することで予定どおりにできない場合も余裕をもって予定の再調整ができるようにしている。	-	-
		(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	【スケジュール管理の好事例】 ・入居者名簿に担当職員や年度のスケジュール(介護認定の更新申請時期、モニタリング、サービス担当者会議等)の情報も記載している。 【マニュアル整備の好事例】 ・各マニュアルに見直しや修正の記録をまとめたものを作成している。(修正した日時、ページ、内容)	-	-